

令和2年度 着 手
令和7年度 計画変更

県當中山間地域総合整備事業
事業計画変更概要書
(農業用用排水施設整備)

県 名 岐 阜 縿
地 区 名 や さ か 地 区

農業用排水施設整備事業 矢柱用水路 計画平面図

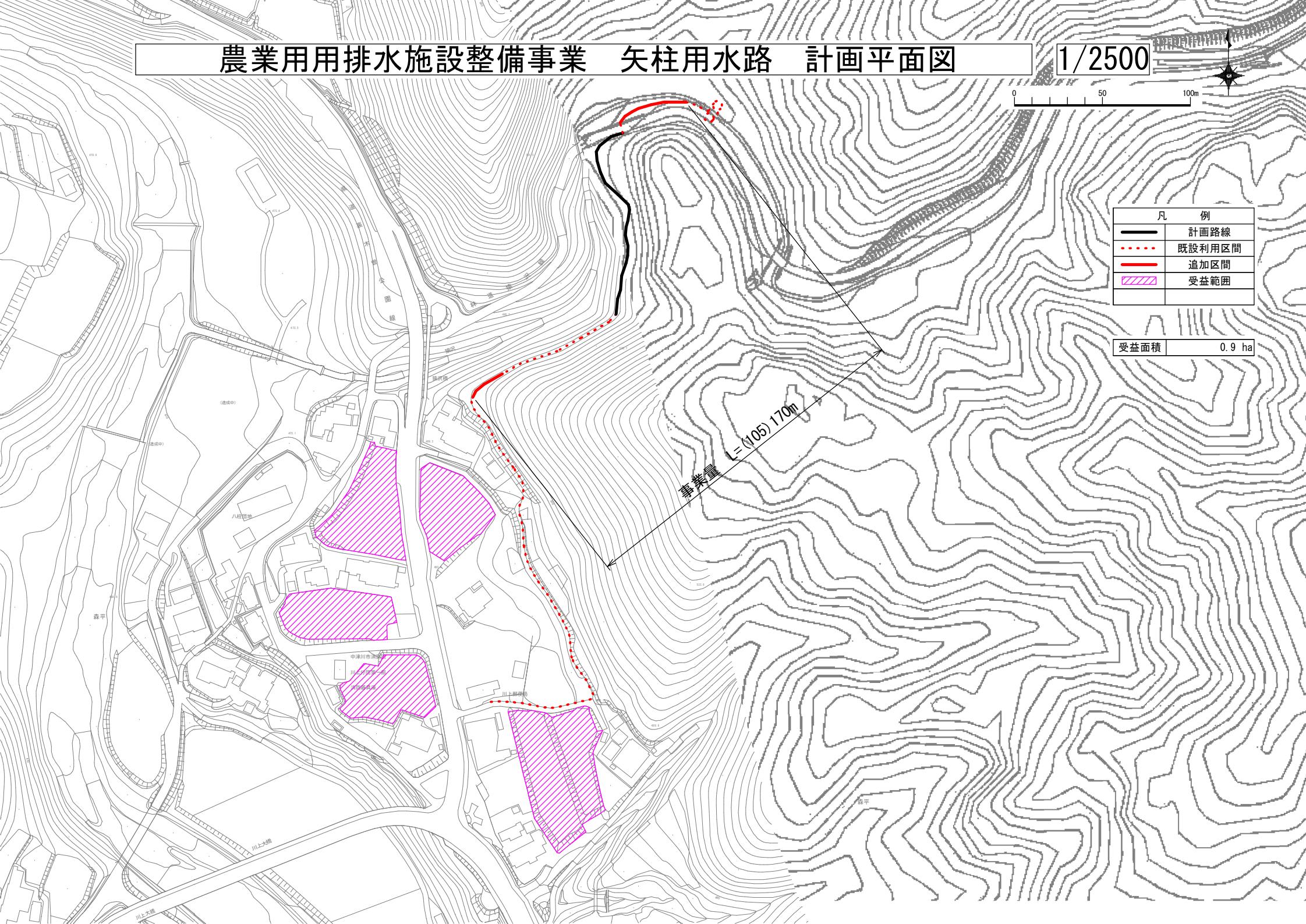
1/2500

0 50 100m

凡 例	
計画路線	既設利用区間
追加区間	
受益範囲	

受益面積 0.9 ha

事業量
 $L = (105) 170m$



農業用用排水施設整備事業 井の沢用水路 計画平面図

1/2500

0 50 100m

凡 例
計画路線
既設利用区間
除外区間
追加区間
受益範囲

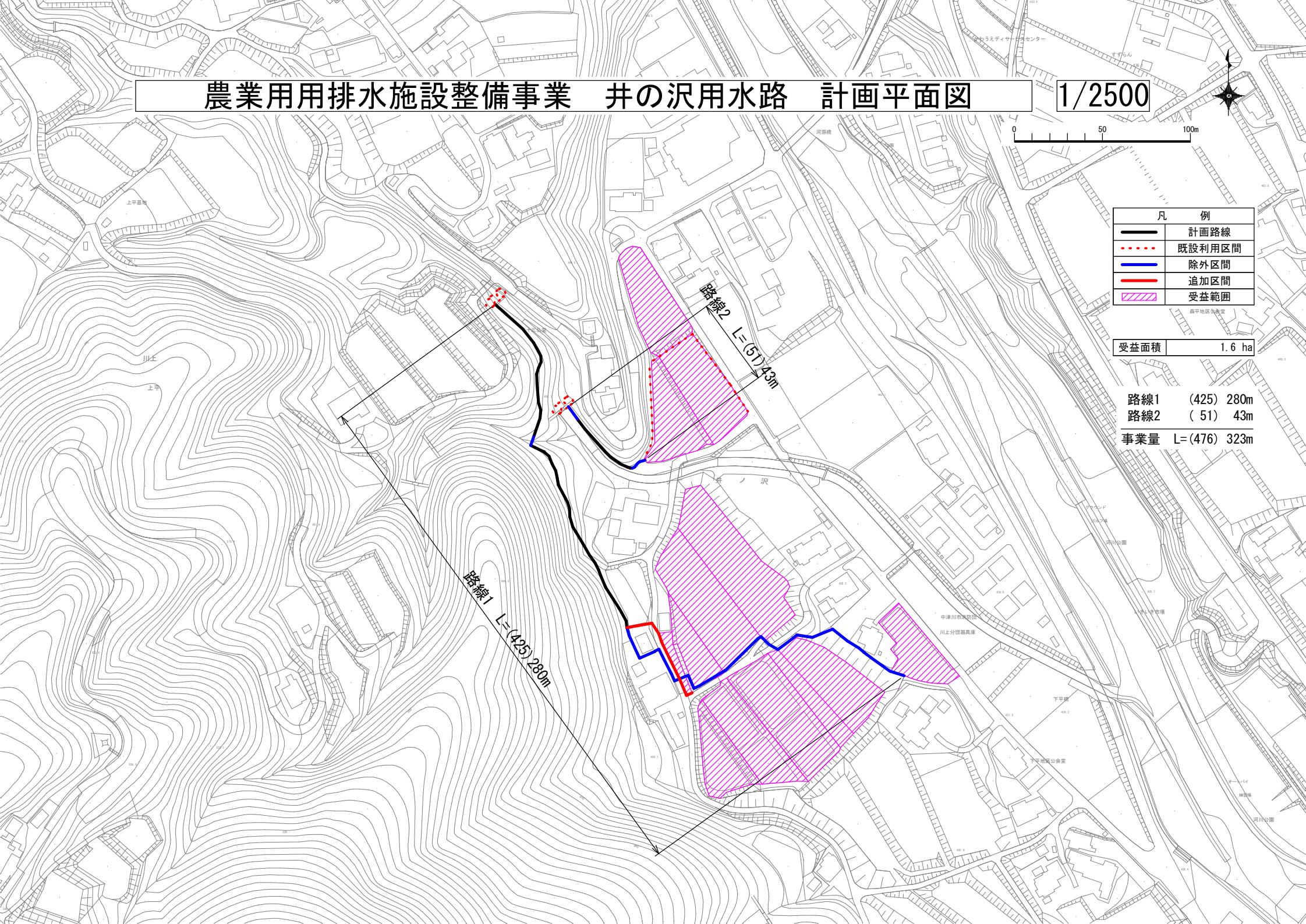
受益面積 1.6 ha

路線1 (425) 280m
路線2 (51) 43m

事業量 L=(476) 323m

路線1 L=(425) 280m

路線2 L=(51) 43m



農業用排水施設整備事業 法力屋用水路 計画平面図

1/5000

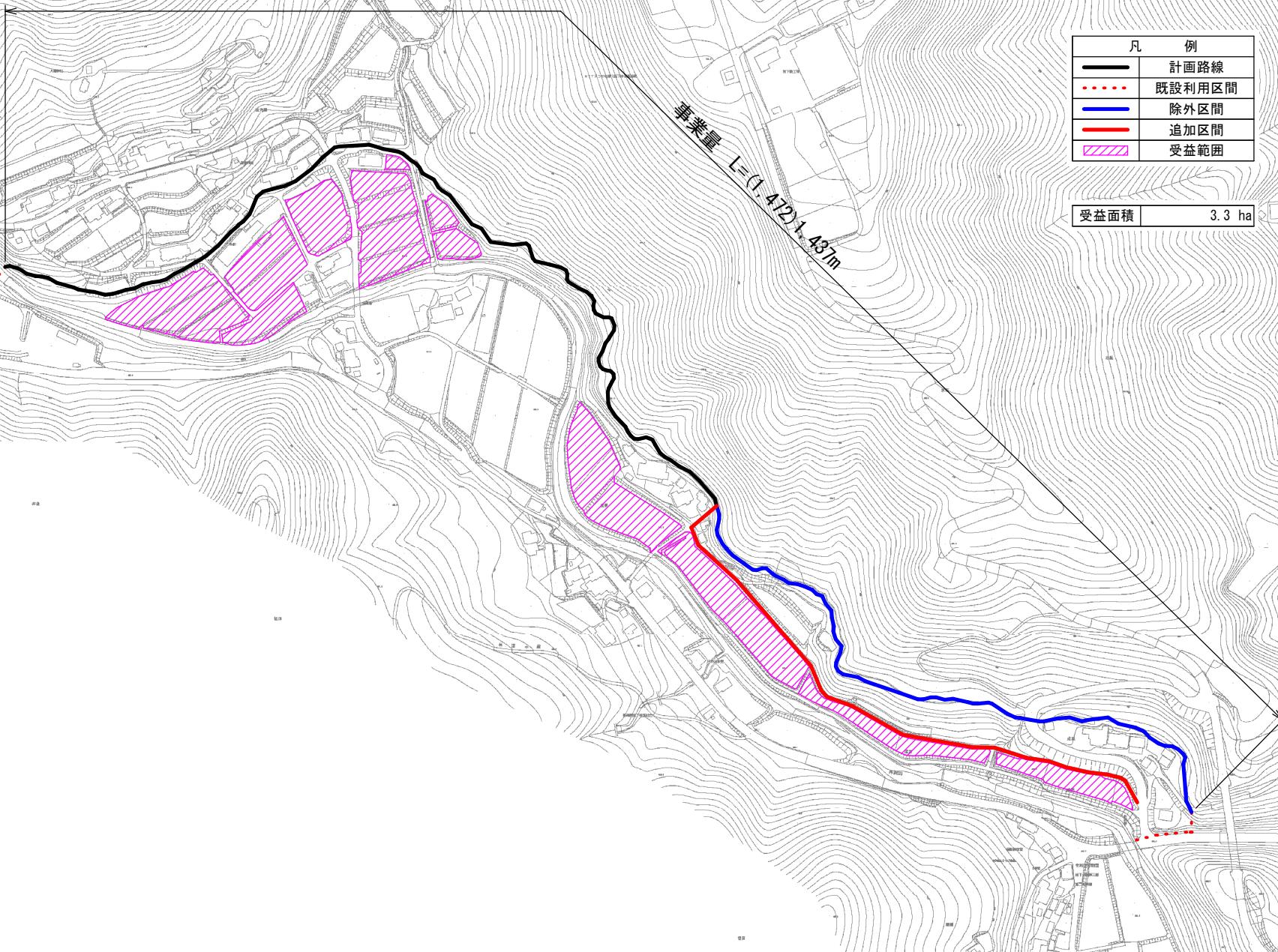
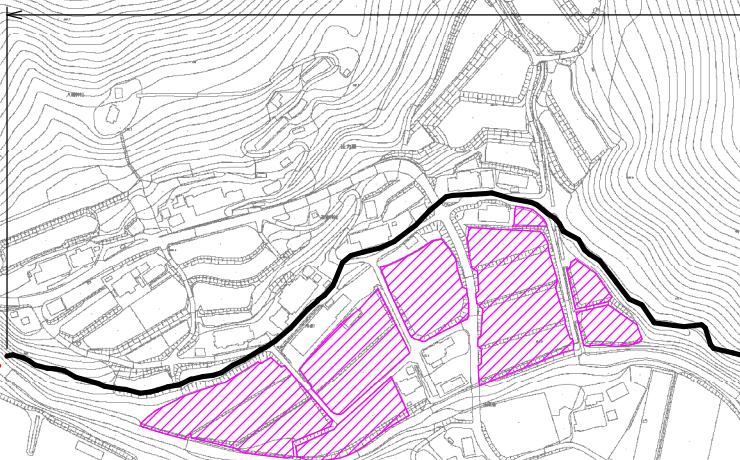
0 100 200m



凡 例	
—	計画路線
···	既設利用区間
—	除外区間
—	追加区間
■	受益範囲

受益面積 3.3 ha

事業量
 $L = (1.472) + 1.437\text{m}$



農業用排水施設整備事業 高部排水路 計画平面図

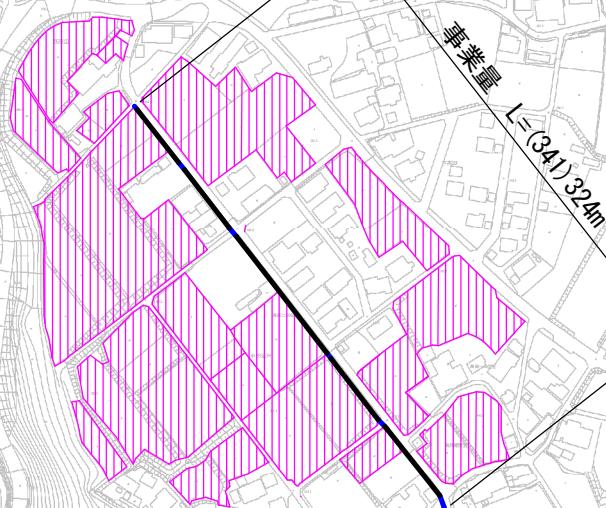
1/5000

0 100 200m



凡 例	
—	計画路線
···	既設利用区間
—	除外区間
▨	受益範囲

受益面積 4.5 ha



農業用排水施設整備事業 大又用水路 計画平面図

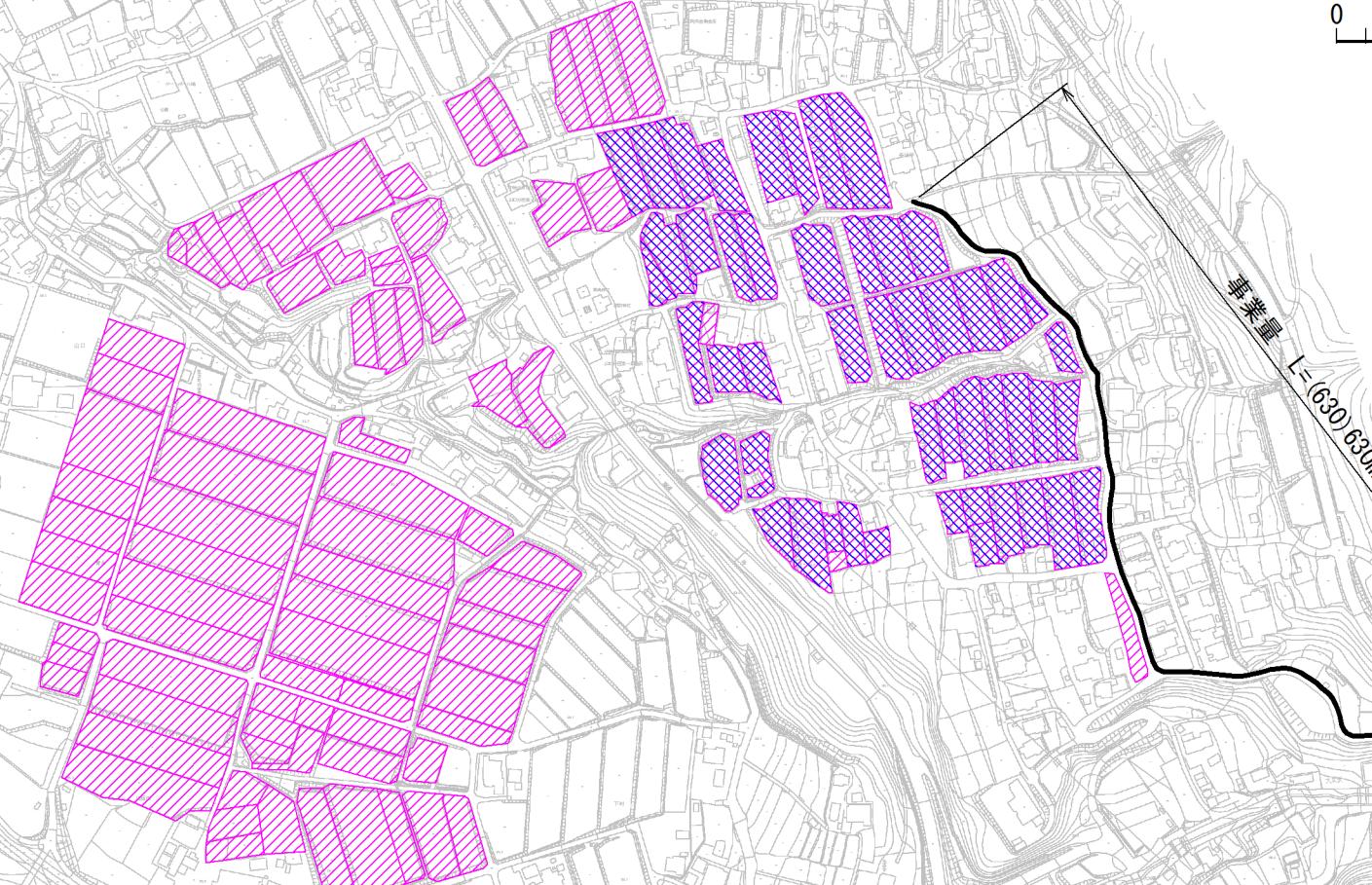
1/5000

0 100 200m



凡 例	
—	計画路線
···	既設利用区間
▨	受益範囲
▨(青)	受益範囲(直接)

受益面積 15.1 ha



農業用用排水施設整備事業 本沢用水路 計画平面図

1/2500

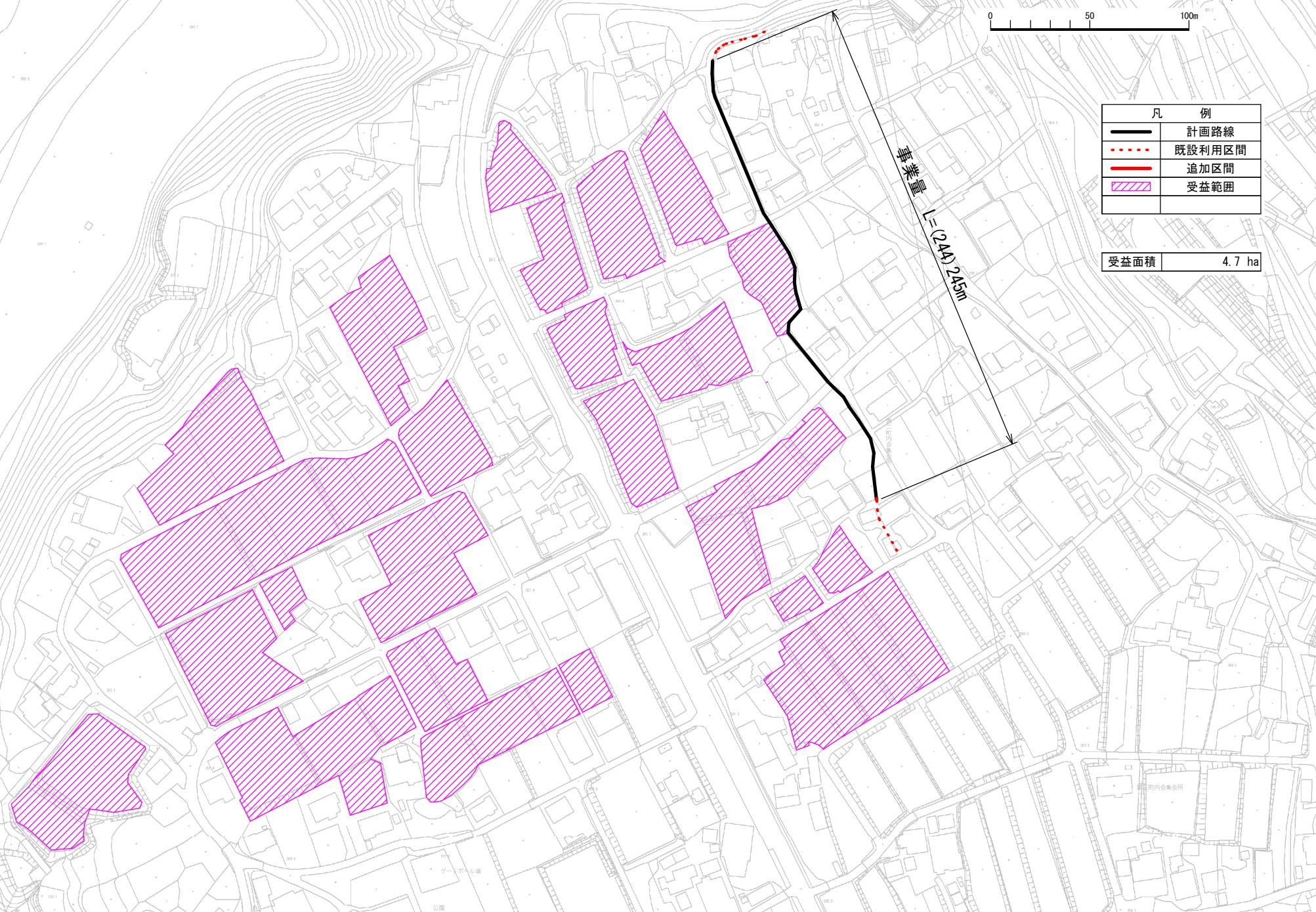


0 50 100m

凡 例	
—	計画路線
···	既設利用区間
—	追加区間
▨	受益範囲

受益面積 4.7 ha

事業量
 $L = (244) 245m$



令和2年度 着 手
令和7年度 計画変更

県當中山間地域総合整備事業
事業計画変更概要書
(農道整備)

県 名 岐 阜 縿
地 区 名 や さ か 地 区

変更後のやさか地区土地改良事業の概要

1. 計画変更を必要とする理由

本地区は、特色ある地域農業や既存の交流施設を活かしながら、地域の抱える課題に対応し、持続的な営農を実現するため、本事業により用排水路・農地等の基盤整備を実施し、整備水準の維持・向上を目指している。

令和2年度の事業開始後、順次整備路線に対する現地精査、実施設計等が行われた。これにより用排水施設整備、農道整備、暗きよ排水での工法変更、事業量変更が必要となり事業費の増減が発生し、計画変更の実施要件該当が確認されたことから計画変更を行う。

2. 計画変更の内容

(1) 主要工事計画

区分	変更前	変更後	増△減	増△減割合
地区面積	—	—		
受益面積	2.5ha	2.5ha		
主要工事計画				
農道整備	372m	372m		
事業費	74,500千円	129,295千円	54,795千円	73.6%
工事費	46,700千円	93,859千円	47,159千円	101.0%
自然増			17,050千円	
その他(差金等)				
事業量			△ 16,947千円	
工法変更			47,056千円	
内コスト縮減				
測試・他	27,800千円	35,436千円	7,636千円	27.5%
自然増			2,241千円	
その他(差金等)				
事業量				
工法変更			5,395千円	

(1) 事業量変更 該当なし

(2) 工法変更 該当あり

- 当初計画では、現道の拡幅による計画をしていたが、詳細設計時の地元協議の中で、縦断勾配を当初計画の20%より緩やかな計画を求める意見が出る中、縦断勾配を16%に見直したところ、掘削に伴う土留ブロック積が必要になることにより増額となる。

(3) 事業費変更

$$\begin{aligned} \text{事業費変動率} &= (\text{事業費増減} - (\text{自然増} + \text{その他} + \text{コスト縮減})) / \text{変更前事業費} \\ &= (54,795 - (17,050 + 2,241)) / 74,500 = 47.7\% \end{aligned}$$

(4) 工期変更 令和2年度～(令和7年度)令和10年度

令和 2 年度 着 手
令和 7 年度 計画変更

県営土地改良事業計画概要書

県営中山間地域総合整備事業

やさか 地区

(農道整備)

第1章　目的

本事業実施地区となるやさか地域は、市内でも東端に位置する県境山地に接する地域であるため、農地の大半は傾斜地上に形成されており、厳しい作業条件のもとで農業が営まれてきた。これに加え、農業従事者の高齢化が進行しているため、担い手不足、労働力減少が深刻化している。このため、地域産業としての農業を持続するには、営農組織の作業受委託による営農継続体制を確保するとともに、農地集積・集約を進め、組織営農を核とした効率的な農業を実施していく必要が生じている。

このため、本事業の実施により用排水施設の更新を主体とした地域内の生産基盤整備を総合的かつ着実に実施し、安定した生産基盤を維持しながら、多様な担い手の確保、着実な農地集積を進めていく。

第2章　地域の所在及び現況

1. 地域の所在

中津川市 川上

2. 土質及び土壤

礫質土壤(J92)

3. 気象

本地区は、昼夜の寒暖の差が大きく、年間平均は概ね13°Cである。また、年間平均降水量は、1,800mm、年間平均日照時間は概ね2,000時間であり、年間を通して晴天が多く、降雨の少ない気候である。

4. 水利状況

木曽川に注ぐ川上川などの大小支川河川より取水し、地区内の農地をかんがいしている。

5. 営農状況

法人、集落営農による組織が存在しており、担い手としての役割を果たしている。今後は、これらの既存組織の連携を図り、組織の強化を図るとともに農地のさらなる集積を進め、地域農業の持続に向けた活動展開が期待される。

6. 地域環境の概況

本地区は、一級河川木曽川の両岸に広がる傾斜地帯となるが、山地から注ぐ渓流、河川が多数存在し、魚類をはじめとする水生生物が生息する豊かな水環境を形成している。

第3章 基本計画

1. 事業面積

用途	現況(ha)	計画(ha)
田	2.5	2.5
畠	—	—
道水路・その他	—	—
計	2.5	2.5

(面積根拠 農地台帳より算定した面積)

2. 土地利用計画

本地区は水稻を中心として作付けを行っている。

3. 主要工事計画

区分	名称	数量	単位	備考
農道整備	川上農道	372	m	拡幅改良 B=4.0(3.0)m

4. 工期

令和2年度～(令和7年度)令和10年度

5. 環境配慮等

- 工事施工による濁水などが下流域の生物生育環境等に変化を与えないよう工事中における濁水防止に努める。

第4章 工事又は管理の要領

農道拡幅改良 1箇所

0.4km(支線農道)

本工事は、県営事業として指名競争入札により請負施工する。

事業実施後の施設管理方法

岐阜県は、県営中山間地域総合整備事業 やさか地区の施設の内、農道を中津川市に譲与し、中津川市は適切に当該施設の維持管理を行う。

第5章 換地計画の要領

該当無し

第6章 費用の概算

区分	施設区分	工事費(千円)
川上農道	農道	(80,535) 139,552
事業費	計	(74,500) 129,295
工事雑費		(2,200) 3,613
事務費		(3,835) 6,644
総事業費	計	(80,535) 139,552

第7章 効用

区分	年効果額(千円)	年増加所得額(千円)
食料安定供給の確保に関する効果	(1,176) 1,319	(988) 1,071
農業の持続的発展に関する効果	—	—
農村の振興に関する効果	(2,585) 7,228	—
多面的機能の發揮に関する効果	—	—
その他効果	—	—
計	(3,761) 8,547	(988) 1,071

項目	値
総費用(千円)	(75,559) 139,659
総便益額(千円)	(66,860) 229,134
総費用総便益比	(1.06) 1.64
総所得償還率(%)	—
増加所得償還率(%)	—

第8章 換地区の設定

設定無し

第9章 他の事業との関係
該当無し

第10章 計画概要図
別添

県営土地改良事業

(県営中山間地域総合整備事業 やさか地区)

における事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

1 事業費の負担区分の予定

	事業費(千円)	事務費(千円) (工事雑費含む)	計(千円)
国庫負担	55%	-	
	(40,975) 71,112	(-) -	(40,975) 71,112
県費負担	30%	100%	
	(22,350) 38,789	(6,035) 10,257	(28,385) 49,046
市負担	15%	-	
	(11,175) 19,394	(-) -	(11,175) 19,394
地元負担	-	-	
	(-) -	(-) -	(-) -
計	100%	100%	
	(74,500) 129,295	(6,035) 10,257	(80,535) 139,552

国庫負担、町負担、地元負担は端数切捨て、端数調整は県費で行う。

2 土地改良法第91条第6項の規定による市町村負担金の納入方法

本事業の施行に係る地域の中津川市は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第6項の規定により、当該市が負担する負担金を岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例（昭和33年条例第4号）に従い、岐阜県に対し納入する。

3 土地改良法第91条第2項の規定による地元分担金の納入方法

本事業の施行に係る地域の中津川市は、法第91条第2項の規定により、岐阜県が法第3条に規定する資格を有する者に対する分担金に代えて当該市にこれを相当とする額として分担させる金額として徴収する金銭を岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例に従い、岐阜県へ納入する。

4 地元負担の予定基準

中津川市は、条例で法第3条に規定する資格を有する者から本事業の施行地域内の農用地につき地積割りを基準として、法第91条第3項の規定により、地元の分担金に相当する金額の分担金を中津川市分担金等徴収条例（平成12年3月23日条例第15号）に基づき徴収する。

5 特別徴収金に関する事項

この土地改良事業の施行に係る地域内の農地が、この事業の工事の完了につき、法第 113 条の 3 第 3 項の規定による公告日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときその指定した年度）から起算して 8 年を経過しない間に農地以外への転用が行われる場合、又は当該県営土地改良事業により畑として区画形質が変更され、若しくは造形された農地についての開田が行われる場合には、この事業につき国から交付された補助金の額に県が負担した額を加えた額を当該地域内の土地の面積に割り振って得られた額の範囲内で、法第 91 条の 2 の規定により、当該転用農地及び開田農地につき法第 3 条に規定する資格を有するものから特別徴収金を徴収することがある。

農道整備事業 川上農道 計画平面図

1/5000

0 100 200m



凡 例	
—	計画路線
···	既設利用区間
▨	受益範囲

受益面積 2.5 ha



令和2年度 着 手
令和7年度 計画変更

県當中山間地域総合整備事業
事業計画変更概要書
(暗渠排水)

県 名 岐 阜 縿
地 区 名 や さ か 地 区

変更後のやさか地区土地改良事業の概要

1. 計画変更を必要とする理由

本地区は、特色ある地域農業や既存の交流施設を活かしながら、地域の抱える課題に対応し、持続的な営農を実現するため、本事業により用排水路・農地等の基盤整備を実施し、整備水準の維持・向上を目指している。

令和2年度の事業開始後、順次整備路線に対する現地精査、実施設計等が行われた。これにより用排水施設整備、農道整備、暗きよ排水での工法変更、事業量変更が必要となり事業費の増減が発生し、計画変更の実施要件該当が確認されたことから計画変更を行う。

2. 計画変更の内容

(1) 主要工事計画

区分	変更前	変更後	増△減	増△減割合
地区面積	—	—		
受益面積	2.2ha	2.4ha	0.2ha	9.1%
主要工事計画				
暗渠排水	2.2ha	2.4ha	0.2ha	9.1%
事業費	12,300千円	22,356千円	10,056千円	81.8%
工事費	10,300千円	18,620千円	8,320千円	80.8%
自然増			3,308千円	
その他(差金等)				
事業量			822千円	
工法変更			4,190千円	
内コスト縮減				
測試・他	2,000千円	3,736千円	1,736千円	86.8%
自然増			108千円	
その他(差金等)			△ 201千円	
事業量				
工法変更			1,829千円	

(1) 事業量変更 該当なし

- 詳細設計での現地踏査において、排水不良の箇所が確認され、整備対象箇所が追加されることにより増額する。

(2) 工法変更

- 当初計画では、吸水管の布設にあたり、被覆材として現地調達が可能なモミガラを使用する計画をしていたが、詳細設計時の検討で、被覆材のモミガラの調達が布設に必要な数量を確保するのが困難なことが判明した。そこで、現地で調達可能な碎石(再生瓦)に被覆材を変更することにより増額となる。また、当初計画では、圃場内を機械施工が可能であると想定していたが、詳細設計での施工計画の検討において、圃場内への機械進入にあたり地盤改良工が必要であると判断されたことにより増額となる。

(3) 事業費変更

$$\begin{aligned} \text{事業費変動率} &= (\text{事業費増減} - (\text{自然増} + \text{その他} + \text{コスト縮減})) / \text{変更前事業費} \\ &= (10,056 - (3,308 + 108 + \Delta 201)) / 12,300 = 55.6\% \end{aligned}$$

(4) 工期変更 令和2年度～(令和7年度)令和10年度

令和 2 年度 着 手
令和 7 年度 計画変更

県営土地改良事業計画概要書

県営中山間地域総合整備事業

やさか 地区

(暗渠排水)

第1章　目的

本事業実施地区となるやさか地域は、市内でも東端に位置する県境山地に接する地域であるため、農地の大半は傾斜地上に形成されており、厳しい作業条件のもとで農業が営まれてきた。これに加え、農業従事者の高齢化が進行しているため、担い手不足、労働力減少が深刻化している。このため、地域産業としての農業を持続するには、営農組織の作業受委託による営農継続体制を確保するとともに、農地集積・集約を進め、組織営農を核とした効率的な農業を実施していく必要が生じている。

このため、本事業の実施により用排水施設の更新を主体とした地域内の生産基盤整備を総合的かつ着実に実施し、安定した生産基盤を維持しながら、多様な担い手の確保、着実な農地集積を進めていく。

第2章　地域の所在及び現況

1. 地域の所在

中津川市 坂下

2. 土質及び土壤

黒色土壤(H72)、礫層土壤(J91)

3. 気象

本地区は、昼夜の寒暖の差が大きく、年間平均は概ね13℃である。また、年間平均降水量は、1,800mm、年間平均日照時間は概ね2,000時間であり、年間を通して晴天が多く、降雨の少ない気候である。

4. 水利状況

木曽川に注ぐ川上川などの大小支川河川より取水し、地区内の農地をかんがいしている。

5. 営農状況

法人、集落営農による組織が存在しており、担い手としての役割を果たしている。今後は、これらの既存組織の連携を図り、組織の強化を図るとともに農地のさらなる集積を進め、地域農業の持続に向けた活動展開が期待される。

6. 地域環境の概況

本地区は、一級河川木曽川の両岸に広がる傾斜地帯となるが、山地から注ぐ渓流、河川が多数存在し、魚類をはじめとする水生生物が生息する豊かな水環境を形成している。

第3章 基本計画

1. 事業面積

用 途	現 況 (ha)	計 画 (ha)
田	(2.2) 2.4	(2.2) 2.4
畑	(—) —	(—) —
道水路・その他	(—) —	(—) —
計	(2.2) 2.4	(2.2) 2.4

(面積根拠 農地台帳より算定した面積)

2. 土地利用計画

本地区は水稻を中心として作付けを行っている。

3. 主要工事計画

区 分	名 称	数量	単位	備 考
暗渠排水	坂下地区	(2.2) 2.4	ha	

4. 工期

令和2年度～(令和7年度)令和10年度

5. 環境配慮等

- 工事施工による濁水などが下流域の生物生育環境等に変化を与えないよう工事中における濁水防止に努める。

第4章 工事又は管理の要領

暗渠排水 1地区

(2.2) 2.4 ha

本工事は、県営事業として指名競争入札により請負施工する。

事業実施後の施設管理方法

岐阜県は、県営中山間地域総合整備事業 やさか地区の施設の内、暗渠排水を所有者に譲与し、各個人は適切に当該施設の維持管理を行う。

第5章 換地計画の要領
該当無し

第6章 費用の概算

区分	施設区分	工事費(千円)
坂下地区	暗渠排水	(13,230) 24,716
事業費	計	(12,300) 22,356
工事雑費		(300) 1,184
事務費		(630) 1,176
総事業費	計	(13,230) 24,716

第7章 効用

区分	年効果額(千円)	年増加所得額(千円)
食料安定供給の確保に関する効果	(1,051) 959	(1,057) 959
農業の持続的発展に関する効果	—	—
農村の振興に関する効果	—	—
多面的機能の発揮に関する効果	—	—
その他効果	(195) 430	—
計	(1,246) 1,389	(1,057) 959

項目	値
総費用(千円)	(12,639) 30,229
総便益額(千円)	(21,463) 31,772
総費用総便益比	(1.69) 1.05
総所得償還率(%)	(9.5) 12.5
増加所得償還率(%)	(4.1) 8.2

第8章 換地区の設定
設定無し

第9章 他の事業との関係
該当無し

第10章 計画概要図
別添

県営土地改良事業

(県営中山間地域総合整備事業 やさか地区)

における事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

1 事業費の負担区分の予定

	事業費(千円)	事務費(千円) (工事雑費含む)	計(千円)
国庫負担	55%	-	
	(6,765) 12,295	(-) -	(6,765) 12,295
県費負担	30%	100%	
	(3,690) 6,709	(930) 2,360	(4,620) 9,069
市負担	10%	-	
	(1,230) 2,235	(-) -	(1,230) 2,235
地元負担	5%	-	
	(615) 1,117	(-) -	(615) 1,117
計	100%	100%	
	(12,300) 22,356	(930) 2,360	(13,230) 24,716

国庫負担、町負担、地元負担は端数切捨て、端数調整は県費で行う。

2 土地改良法第91条第6項の規定による市町村負担金の納入方法

本事業の施行に係る地域の中津川市は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第6項の規定により、当該市が負担する負担金を岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例（昭和33年条例第4号）に従い、岐阜県に対し納入する。

3 土地改良法第91条第2項の規定による地元分担金の納入方法

本事業の施行に係る地域の中津川市は、法第91条第2項の規定により、岐阜県が法第3条に規定する資格を有する者に対する分担金に代えて当該市にこれを相当とする額として分担させる金額として徴収する金銭を岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例に従い、岐阜県へ納入する。

4 地元負担の予定基準

中津川市は、条例で法第3条に規定する資格を有する者から本事業の施行地域内の農用地につき地積割りを基準として、法第91条第3項の規定により、地元の分担金に相当する金額の分担金を中津川市分担金等徴収条例（平成12年3月23日条例第15号）に基づき徴収する。

5 特別徴収金に関する事項

この土地改良事業の施行に係る地域内の農地が、この事業の工事の完了につき、法第 113 条の 3 第 3 項の規定による公告日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときその指定した年度）から起算して 8 年を経過しない間に農地以外への転用が行われる場合、又は当該県営土地改良事業により畑として区画形質が変更され、若しくは造形された農地についての開田が行われる場合には、この事業につき国から交付された補助金の額に県が負担した額を加えた額を当該地域内の土地の面積に割り振って得られた額の範囲内で、法第 91 条の 2 の規定により、当該転用農地及び開田農地につき法第 3 条に規定する資格を有するものから特別徴収金を徴収することがある。

暗渠排水事業 坂下地区 全体計画平面図

1/10000

0 200 400m



図②

図③

図④

事業量 A=(2. 2) 2. 4ha

凡 例	
	計画農地
	除外農地
	追加農地

図⑤

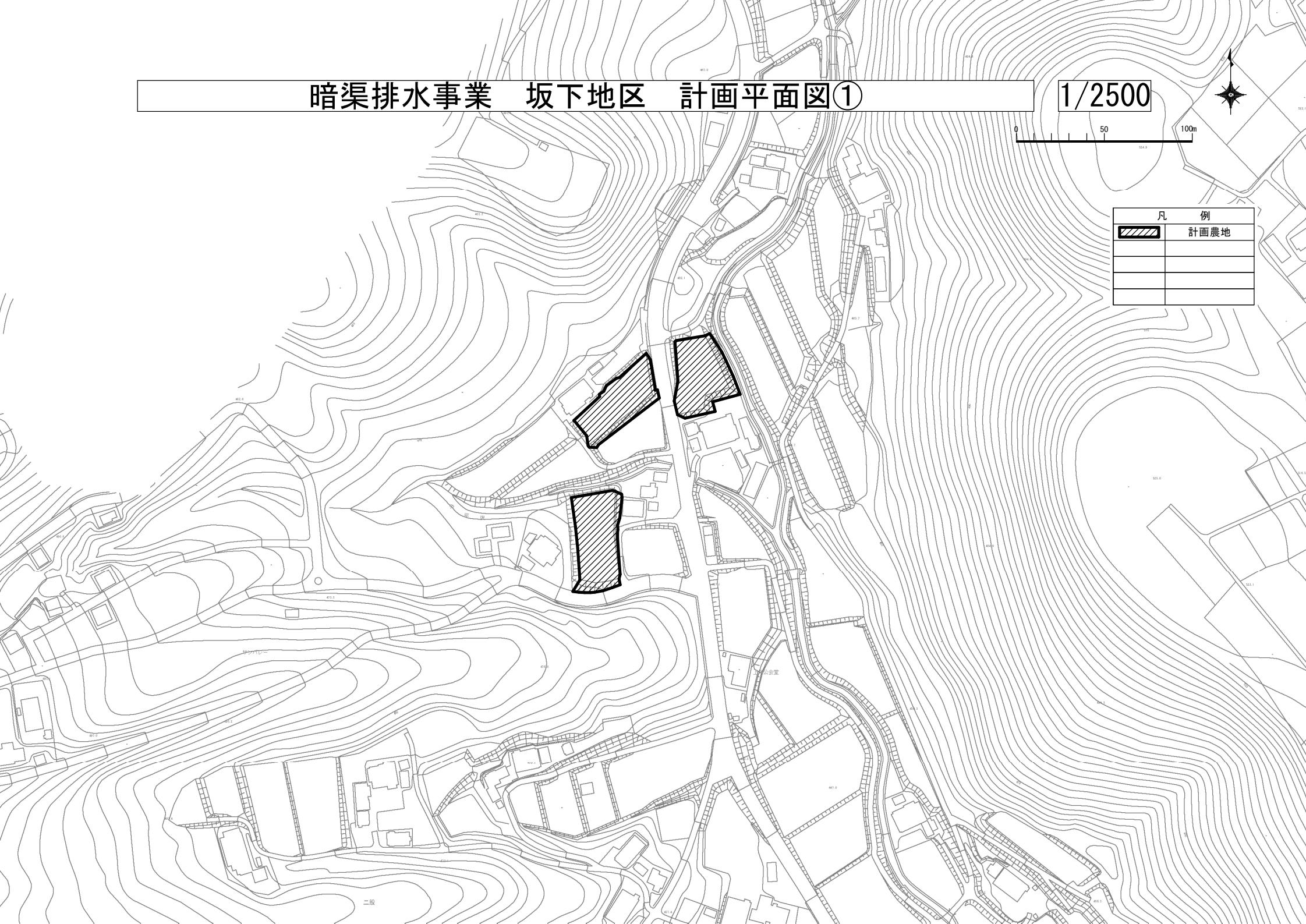
暗渠排水事業 坂下地区 計画平面図①

1/2500

0 50 100m



凡 例
■ 計画農地



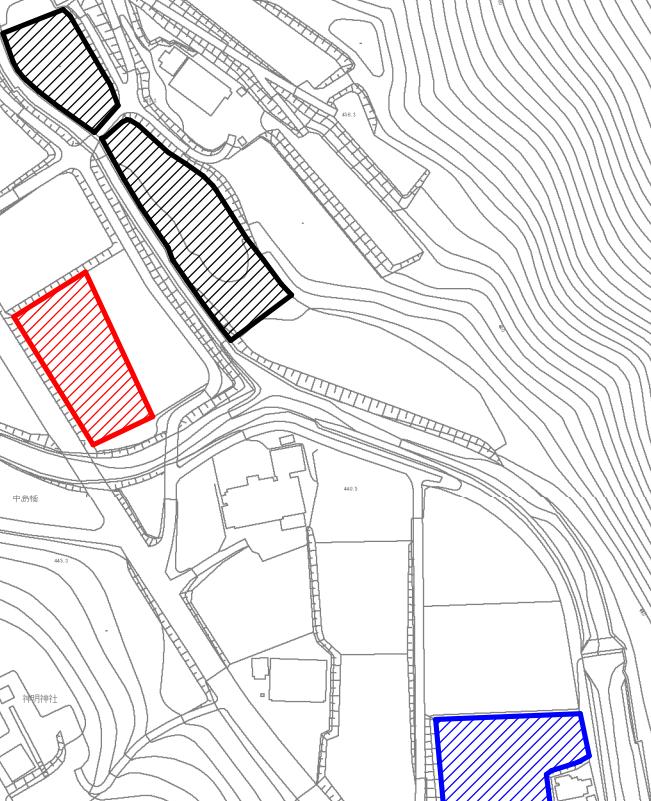
暗渠排水事業 坂下地区 計画平面図②

1/2500

0 50 100m



凡 例
計画農地
除外農地
追加農地



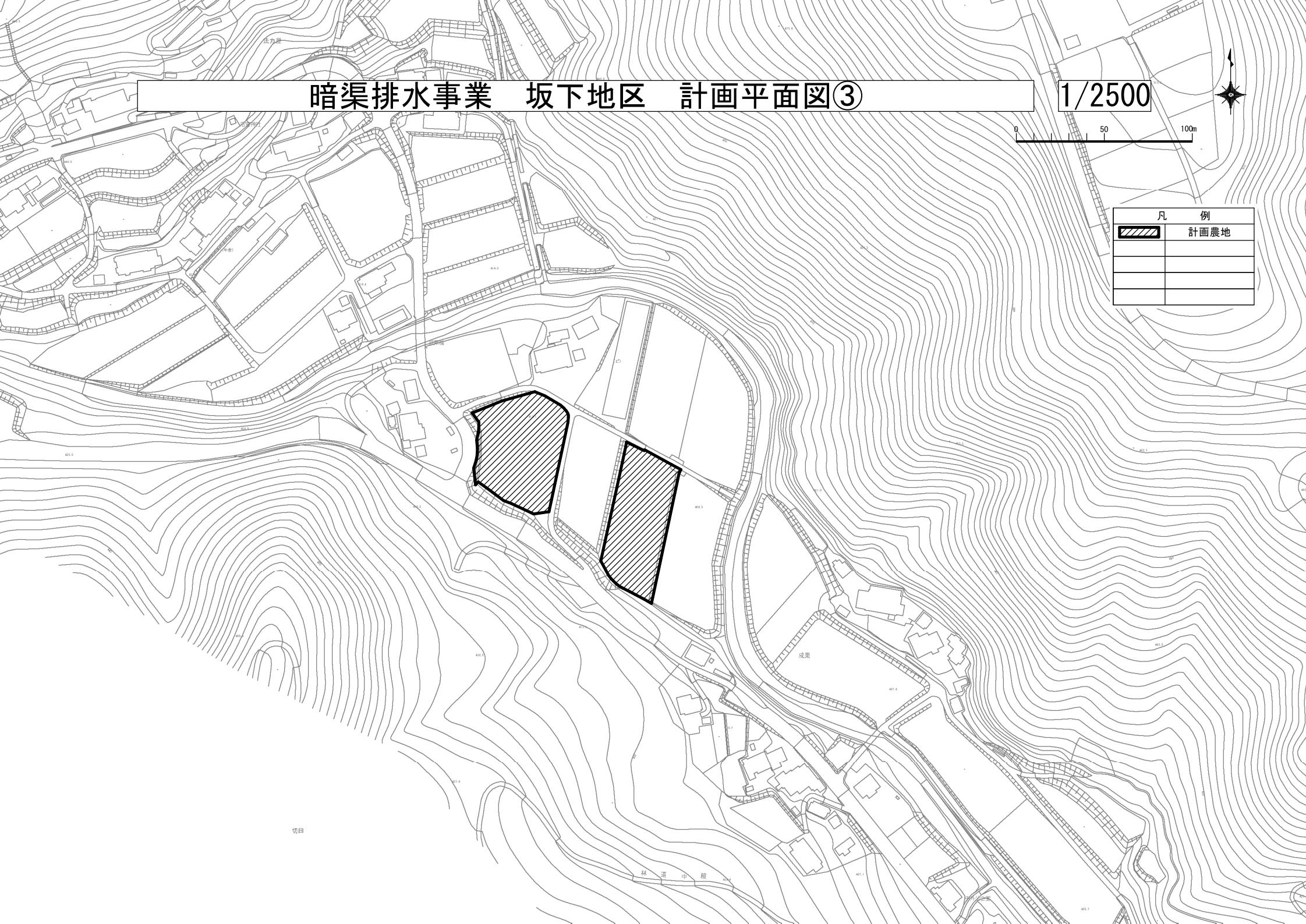
暗渠排水事業 坂下地区 計画平面図③

1/2500

0 50 100m



凡 例	
	計画農地



暗渠排水事業 坂下地区 計画平面図④

1/2500

0 50 100m



凡 例
計画農地
除外農地
追加農地

切田

成美

外川

水田

水田

水田

水田

水田

水田

水田

山野

山野

山野

山野

山野

山野

山野

山野

中野人

中野人

中野人

中野人

中野人

中野人

中野人

中野人

山野



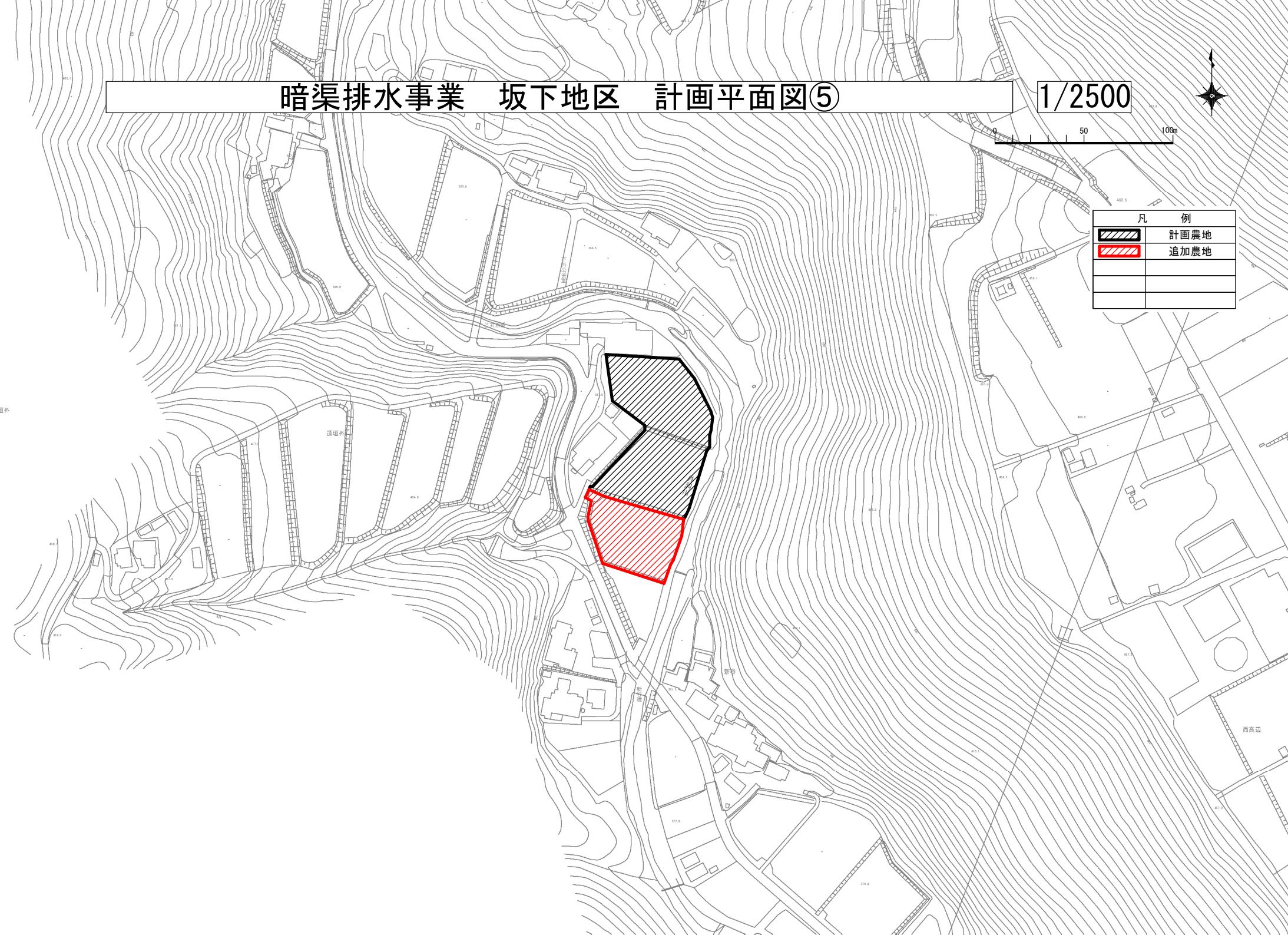
暗渠排水事業 坂下地区 計画平面図⑤

1/2500



0 50 100m

凡 例	
計画農地	■
追加農地	■



変更後のやさか地区土地改良事業の概要

1. 計画変更を必要とする理由

本地区は、特色ある地域農業や既存の交流施設を活かしながら、地域の抱える課題に対応し、持続的な営農を実現するため、本事業により用排水路・農地等の基盤整備を実施し、整備水準の維持・向上を目指している。

令和2年度の事業開始後、順次整備路線に対する現地精査、実施設計等が行われた。これにより用排水施設整備、農道整備、暗きよ排水での工法変更、事業量変更が必要となり事業費の増減が発生し、計画変更の実施要件該当が確認されたことから計画変更を行う。

2. 計画変更の内容

(1) 主要工事計画

農業用用排水施設整備	3, 268m	3, 129m	△ 139m	△ 4. 3%
事業費	198, 800千円	279, 044千円	80, 244千円	40. 4%
工事費	155, 900千円	242, 530千円	86, 630千円	55. 6%
自然増			39, 672千円	
その他(差金等)			△ 2, 984千円	
事業量			△ 2, 403千円	
工法変更			52, 345千円	
内コスト縮減				
測試・他	42, 900千円	36, 514千円	△ 6, 386千円	△ 14. 9%
自然増			2, 315千円	
その他(差金等)			△ 1, 690千円	
事業量				
工法変更			△ 7, 011千円	

(1) 事業量変更 該当なし

- 詳細設計時での現地精査において、既設利用が可能であると判断された区間について、整備区間から除外する事により、事業量が減少する。

(2) 工法変更

- 当初計画では、山腹水路を改修する計画であったが、維持管理作業の軽減や危険回避に向け、既設農道下にパイプラインを布設する計画に変更する。その際、布設する農道の掘削・舗装復旧・処分費が発生することにより増額となる。
- 当初計画では、既設の余水吐を利用する計画をしていたが、詳細設計での検討の中で、既設の余水吐では、既設排水路から流入する排水量と、用水から発生する余水を適切に沢へ排出することが困難であることが判明した。そこで、新たに既設排水路の排水、用水の余水を適切に沢に排出するために、余水吐を追加で計画することにより増額となる。なお、余水吐を新設することで、道路下に布設されている上水道の布設替えが必要になるため、増額となる。

(3) 事業費変更

$$\begin{aligned} \text{事業費変動率} &= (\text{事業費増減} - (\text{自然増} + \text{その他} + \text{コスト縮減})) / \text{変更前事業費} \\ &= (80, 244 - (39, 672 + 2, 315 + \Delta 2, 984 + \Delta 1, 690)) / 198, 800 = 21. 6\% \end{aligned}$$

(4) 工期変更 令和2年度～(令和7年度)令和10年度

令和 2 年度 着 手
令和 7 年度 計画変更

県営土地改良事業計画概要書

県営中山間地域総合整備事業

やさか 地区

(農業用排水施設整備)

第1章　目的

本事業実施地区となるやさか地域は、市内でも東端に位置する県境山地に接する地域であるため、農地の大半は傾斜地上に形成されており、厳しい作業条件のもとで農業が営まれてきた。これに加え、農業従事者の高齢化が進行しているため、担い手不足、労働力減少が深刻化している。このため、地域産業としての農業を持続するには、営農組織の作業受委託による営農継続体制を確保するとともに、農地集積・集約を進め、組織営農を核とした効率的な農業を実施していく必要が生じている。

このため、本事業の実施により用排水施設の更新を主体とした地域内の生産基盤整備を総合的かつ着実に実施し、安定した生産基盤を維持しながら、多様な担い手の確保、着実な農地集積を進めていく。

第2章　地域の所在及び現況

1. 地域の所在

中津川市 山口、坂下、川上

2. 土質及び土壤

強グライ土壤(D33)、黒色土壤(H73)など

3. 気象

本地区は、昼夜の寒暖の差が大きく、年間平均は概ね13℃である。また、年間平均降水量は、1,800mm、年間平均日照時間は概ね2,000時間であり、年間を通して晴天が多く、降雨の少ない気候である。

4. 水利状況

木曽川に注ぐ川上川などの大小支川河川より取水し、地区内の農地をかんがいしている。

5. 営農状況

法人、集落営農による組織が存在しており、担い手としての役割を果たしている。今後は、これらの既存組織の連携を図り、組織の強化を図るとともに農地のさらなる集積を進め、地域農業の持続に向けた活動展開が期待される。

6. 地域環境の概況

本地区は、一級河川木曽川の両岸に広がる傾斜地帯となるが、山地から注ぐ渓流、河川が多数存在し、魚類をはじめとする水生生物が生息する豊かな水環境を形成している。

第3章 基本計画

1. 事業面積

用 途	現 況 (ha)	計 画 (ha)
田	29.8	29.8
畠	0.3	0.3
道水路・その他	—	—
計	30.1	30.1

(面積根拠 農地台帳より算定した面積)

2. 土地利用計画

本地区は水稻を中心として作付けを行っている。

3. 主要工事計画

区 分	名 称	数量	単位	備 考
農業用用排水施設整備	矢柱用水路	(105) 170	m	(ポリエチレン管 ϕ 150) ポリエチレン管 ϕ 150
	井の沢用水路	(476) 323	m	(BF350～300) (ポリエチレン管 ϕ 300) (内面補修U300B) ポリエチレン管 ϕ 250～ ϕ 200 台付管 ϕ 400
	法力屋用水路	(1, 472) 1, 437	m	(U400*400) (BF400) (ポリエチレン管 ϕ 300) ポリエチレン管 ϕ 350～ ϕ 300 ソケット付U400 塩ビ管VU ϕ 150
	高部排水路	(341) 324	m	(UU600*900) U型水路 B700*H1100
	大又用水路	(630) 630	m	(PU3-300) PU3-400
	本沢用水路	(244) 245	m	(BF500～300) BF600
	計	(3, 268) 3, 129	m	

4. 工期

令和2年度～(令和7年度)令和10年度

5. 環境配慮等

- 工事施工による濁水などが下流域の生物生育環境等に変化を与えないよう工

事中における濁水防止に努める。

第4章 工事又は管理の要領

用水路工 5箇所

(2.9) 2.8 km (幹線・末端用水路)

排水路工 1箇所

(0.3) 0.3 km (末端排水路)

本工事は、県営事業として指名競争入札により請負施工する。

事業実施後の施設管理方法

岐阜県は、県営中山間地域総合整備事業 やさか地区の施設の内、農業用排水施設を中津川市に譲与し、中津川市は適切に当該施設の維持管理を行う。

第5章 換地計画の要領

該当無し

第6章 費用の概算

区分	施設区分	工事費(千円)
矢柱用水路	用水	(4,300) 3,915
井の沢用水路	用水	(24,300) 22,119
法力屋用水路	用水	(67,300) 98,928
高部排水路	排水	(39,800) 53,144
大又用水路	用水	(45,900) 72,953
本沢用水路	用水	(17,200) 27,985
事業費	計	(198,800) 279,044
工事雑費		(5,000) 5,018
事務費		(10,190) 13,405
総事業費	計	(213,990) 297,467

第7章 効用

区分	年効果額(千円)	年増加所得額(千円)
食料安定供給の確保に関する効果	(10,511) 8,772	(13,231) 9,785
農業の持続的発展に関する効果	(2,486) 4,555	—
農村の振興に関する効果	(10,002) 17,924	—
多面的機能の發揮に関する効果	—	—
その他効果	(1,614) 1,928	—
計	(24,613) 33,179	(13,231) 9,785

項目	値
総費用(千円)	(335,419) 431,049
総便益額(千円)	(510,048) 895,786
総費用総便益比	(1.53) 2.07
総所得償還率(%)	(9.7) 18.2
増加所得償還率(%)	—

第8章 換地区の設定

設定無し

第9章 他の事業との関係

該当無し

第10章 計画概要図

別添

県営土地改良事業

(県営中山間地域総合整備事業 やさか地区)

における事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

1 事業費の負担区分の予定

	用水路 事業費(千円)	排水路 事業費(千円)	事務費(千円) (工事雑費含む)	計(千円)
国庫負担	55%	55%	-	
	(87,450) 124,245	(21,890) 29,229	(-)-	(109,340) 153,474
県費負担	30%	30%	100%	
	(47,700) 67,770	(11,940) 15,944	(15,190) 18,423	(74,830) 102,137
市負担	10%	15%	-	
	(15,900) 22,590	(5,970) 7,971	(-)-	(21,870) 30,561
地元負担	5%	-	-	
	(7,950) 11,295	(-) -	(-)-	(7,950) 11,295
計	100%	100%	100%	
	(159,000) 225,900	(39,800) 53,144	(15,190) 18,423	(213,990) 297,467

国庫負担、町負担、地元負担は端数切捨て、端数調整は県費で行う。

2 土地改良法第91条第6項の規定による市町村負担金の納入方法

本事業の施行に係る地域の中津川市は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第6項の規定により、当該市が負担する負担金を岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例（昭和33年条例第4号）に従い、岐阜県に対し納入する。

3 土地改良法第91条第2項の規定による地元分担金の納入方法

本事業の施行に係る地域の中津川市は、法第91条第2項の規定により、岐阜県が法第3条に規定する資格を有する者に対する分担金に代えて当該市にこれを相当とする額として分担させる金額として徴収する金銭を岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例に従い、岐阜県へ納入する。

4 地元負担の予定基準

中津川市は、条例で法第3条に規定する資格を有する者から本事業の施行地域内の農用地につき地積割りを基準として、法第91条第3項の規定により、地元の分担金に相当する金額の分担金を中津川市分担金等徴収条例（平成12年3月23日条例第15号）に基づき徴収する。

5 特別徴収金に関する事項

この土地改良事業の施行に係る地域内の農地が、この事業の工事の完了につき、法第 113 条の 3 第 3 項の規定による公告日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときその指定した年度）から起算して 8 年を経過しない間に農地以外への転用が行われる場合、又は当該県営土地改良事業により畑として区画形質が変更され、若しくは造形された農地についての開田が行われる場合には、この事業につき国から交付された補助金の額に県が負担した額を加えた額を当該地域内の土地の面積に割り振って得られた額の範囲内で、法第 91 条の 2 の規定により、当該転用農地及び開田農地につき法第 3 条に規定する資格を有するものから特別徴収金を徴収することがある。